

永平寺町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
を次のとおり公布する

令和6年4月1日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町条例第14号

永平寺町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する
条例

永平寺町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例(令和4年永平寺町条例
第16号)の一部を次のように改正する。

第2条中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。